

令和8年6月26日

東広島市 市郎様

令和8年度いきいき子どもクラブ利用承認通知書

東広島市長

申込みのあったいきいき子どもクラブの利用については、次のとおり承認します。

利用クラブ名	月曜日から金曜日まで	西条第1いきいき子どもクラブ
	土曜日	決定したクラブ
学年及び児童氏名	4年 東広島 一郎	
利用承認期間	令和8年7月21日から令和8年8月25日まで	
利用区分	夏休み（月～金）	
利用料金	6,000円	いきいき子どもクラブを利用できる期間 7月31日までとなっている場合は、追加で書類の提出が必要です。 ※別途通知します。

【入会条件】

- 1 世帯員および保護者の就労状況等に変更があったときは必ず届け出てください。
- 2 なお、次の場合は利用承認を取り消すことがあります。
 - (1) 利用児童が利用対象児童の要件に該当しなくなったとき。（事後において判明した場合も含む。）
 - (2) 提出された書類の記載内容等に虚偽があったとき。
 - (3) 利用料およびクラブ運営上必要とする経費の実費を滞納をしているとき。（特別な事情と認められる場合を除く。）
 - (4) 法令等の規定に従わないとき。

【注意事項】

利用料の免除事由に該当し希望する場合には別途申請が必要です。（免除の対象となるのは、免除申請をした月分の利用料からです。）

◎不服の申し立て

この決定に不服のある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東広島市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東広島市を被告として（訴訟において東広島市を代表する者は東広島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

東広島市 青少年育成課 放課後児童係

082-420-0929